

# 確定申告

## 確定申告は正しくお早めに

確定申告の時期になりました。所得税、住民税の申告は2月16日から3月15日までです。期間中に正しい申告をしましょう。

### 1年間の所得を確定 税金の過不足を精算

所得税、住民税の申告は、1年間（平成15年1月1日から平成15年12月31日まで）の所得金額を確定させるとともに、所得税については、計算した税額と給与や利子などの所得について、源泉徴収された税額や予定納税した税額などの総額と比べて、税金を納め過ぎているのか納め足りないのかを計算して精算します。

### 申告の受付は 対象地区ごとに

確定申告は、平成16年度の町県民税、国民健康保険税などの税金を計算する重要な資料となりますので、期間中

（2月16日から3月15日まで）に正しい申告を行ってください。

申告日は、左ページの表「確定申告の日程」のとおりです。日によって対象地区を振り分けていますので、できるだけ指定された日に申告をしてください。

### 申告が必要な人

次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です。

- 【給与所得者でない人】  
事業所得（農業、商業、工業など）のある人。  
不動産所得等（土地代、家賃、配当など）のある人。
- 【給与所得者の人】  
給与所得者の所得税は、年

末調整によって精算されるので、確定申告の必要はありませんが、次のような人は申告が必要です。  
給与の年収が2千万円を超える人。

2か所以上から給与を受けている人。  
給与所得者で、年末調整した給与以外に収入のある人。  
雑損控除などを受けようとする人。

